

第6期（平成30～31年度）第1回日進市自治推進委員会 議事録

日 時 平成30年7月6日（金） 午前10時から午後0時15分まで

場 所 日進市役所本庁舎4階第1会議室

出 席 者 昇秀樹（会長）、杉山知子（副会長）、谷口功、野村誠治、清水香子、長谷川純、  
鈴木知代子、杉浦義廣、山本康弘、財部剛

欠 席 者 なし

事 務 局 萩野敬明（企画部長）、辻武（企画部調整監）、水野隆史（企画政策課長）、  
河合一成（企画政策課市政戦略係長）、松井啓子（企画政策課市政戦略係主査）

説明の為に  
出席した者 岡部功（市民協働課長）

傍聴の可否 可

傍聴の有無 あり（1名）

次 第

- 1 開会
- 2 委嘱書交付
- 3 市長あいさつ
- 4 自己紹介
- 5 会長・副会長選出
- 6 諮問
- 7 議題
  - （1）日進市自治基本条例について
  - （2）日進市自治推進委員会について
  - （3）平成29年度市民参加手続の実施状況及び平成30年度の実施予定について
- 8 閉 会

配布資料

- ・資料1－1 自治基本条例制定プロセスと概要
- ・資料1－2 日進市自治基本条例の解説
- ・資料1－3 4コママンガでわかる日進市自治基本条例
- ・資料2 第6期自治推進委員会について
- ・資料3－1 市民参加の対象事項と手続方法の関係
- ・資料3－2 平成29年度市民参加手続の実施状況
- ・資料3－3 平成29年度市民参加手続の実施状況（適用除外事項）
- ・資料3－4 平成30年度市民参加手続の実施予定

| 発 言 者 | 内 容        |
|-------|------------|
|       | 1 開会       |
|       | 2 委嘱書交付    |
|       | 3 市長あいさつ   |
|       | 4 自己紹介     |
|       | 5 会長・副会長選出 |

| 発 言 者 | 内 容  |
|-------|--|
|       | 6 諮問   |
|       | 7 議題   |
| 会 長   | それでは、議題（１）日進市自治基本条例について、事務局から説明をお願いします。  |
| 事 務 局 | （資料１－１、１－２、１－３に沿って説明）  |
| 会 長   | いまの説明に関して質疑・意見等がありますか。<br>意見がないようでしたら、まず私から。岩崎台・香久山の福祉会館をゼロから市民参加で基本設計から行ったという話でしたが、普通は事務局が提案書のようなものを作ってそれに意見をもらうことが多いと思います。なぜこの会館はこのような経緯になったのでしょうか。  |
| 事 務 局 | この会館の基本計画が、市がいわゆる市民参加型で事業を進めたスタートになりました。   |
| 会 長   | 市の方から、市民参加型でいこうと住民に投げかけたわけですね。   |
| 事 務 局 | そのとおりです。確かに白紙からでしたので、かなり回数も多く、中身も濃い議論になったと聞いています。皆さんの意見を反映させた計画になりました。反省として平日の夜にワークショップを開催していましたので、終わると深夜になっていることがありました。女性の参加者もいる中で、それは市としてどうだろうという反省点がありましたが、できる限り多くの方の意見を盛り込んだものになったと思っています。 |
| 会 長   | これを１回やったことで、その後、市の市民参加への取組姿勢に変化はありましたか。  |
| 事 務 局 | 福祉会館の建設がこの岩崎台・香久山から３つ続き、新図書館の建設などありましたが、これをきっかけにこのようなワークショップ型を取り入れました。   |
| 会 長   | それもゼロからでしょうか。  |
| 事 務 局 | このときの反省点を踏まえて、ある程度事務局で案を作り、それをもとにワークショップを行いました。  |
| 会 長   | 以前よりは格段に前進した、そういう文化に変わっていったということですね。他にご意見はいかがでしょうか。  |
| 委 員   | ユニークな条例だなと以前から思っておりました。できて１０年ということで、他の自治体からの「参考にしたい」という声や視察の問い合わせについてお聞きしたいです。「条例の遵守」を条例に書くということで、どのように愛知県や県内の自治体がそれを評価しているのか、どのように見ているのか知りたいと思います。  |
| 事 務 局 | 制定後は他自治体の議会の行政視察をいくつか受けました。みなさまの興味は自治基本条例そのものにもありましたが、先ほどの説明にもありました制定の経過や、市民への説明の機会を設けたことに、高い評価をいただきました。   |
| 事 務 局 | 県内ではそれぞれの自治体ごとに取組が進められています。条例という形で早い時期に取り組んだということで、一つの先進事例と考えられます。   |

| 発 言 者 | 内 容  |
|-------|--|
| 会 長   | 都道府県は市町村と比べて自治基本条例の制定が少ないですね。やはり市町村は基礎自治体ということで市民との関わりが大きいからでしょうか。制定している自治体は300くらいになりましたでしょうか。   |
| 事 務 局 | 300はあります。  |
| 会 長   | 数だけで言うといまは議会基本条例の方が追い抜いていますね。  |
| 委 員   | 自治基本条例を自治会に当てはめてみると、みんなの意見を集約して原案を作り、子ども会や老人会などみんなで作りあげていこうという話で理解できます。たとえば、去年のごみの収集の変更やくるりんバスの再編成はこの条例に基づいて行われているのでしょうか。  |
| 事 務 局 | 市民参加の条例や規則がありまして、市民参加の手法はこういうものがあり、その中から最低でもこれをいくつやりなさいという規定があります。市民参加の対象事業となった場合は全てその手続を経て行われています。  |
| 委 員   | なぜこの質問をしたかと言いますと、これまでの経験から、最終段階になってこれでいいですかと計画案が出てくることが多いのです。区からの意見として、最後の少ししか修正できなかったケースがあったのではないかと思います。ただ、最初の段階からやると時間がかかりすぎるという弊害もありますので、途中段階で意見を入れながら作っていくことになるかと思えます。条例などの全て事務がそのやり方に則って行われているのかをお聞きしたいと思います。   |
| 会 長   | たとえば日進市自治基本条例で言うと、資料1-2の9ページに市長の役割として「市民主体の自治を推進しなければなりません」とあります。自治基本条例は自治体の憲法です。憲法にあたる自治基本条例というのは他の条例と違っていて、普通の条例は名宛人が住民です。この道路は40キロ以内で走りなさい、などですね。自治基本条例は、主権者である市民が、市長や市議会に対して命令するものなのです。自治基本条例第13条では、市長は市民主体の自治を推進しなければいけませんよと市民が命令しているのです。<br>ただ、市民主体の自治がどんなものかということは、この自治基本条例より下位の個々の条例に詳しく書いてあります。市民主体の形が、実質、時間の都合により市の原案をほとんど認めざるを得ないというものだったとして、それが、本当に自治基本条例第13条でいう市民主体の自治の推進になっているのかどうかということが、下位条例の検証をしていくということになります。<br>ですので、自治基本条例自体で市長が条例に違反しているという判断はしにくいですが、下位の条例で違反しているかの判断することになります。<br>基本的には条例で命令されていますので、市長はそういう姿勢でいなければいけないよねというシステムになっているのです。後は、市民主体の自治をどの程度のもんとして実体化するかが問題となります。 |
| 委 員   | 今回自治基本条例第27条に基づいて条例を守っているかをみていくということですが、この点を特にというものはありますか。また、これまでやってきたことはあるのでしょうか。   |

| 発 言 者     | 内 容   |
|-----------|---|
| 事 務 局     | 日進市自治推進委員会では、これまでに第27条に基づく検証はありませんでした。条文の見直しの検証は行ってきましたが、条文全体にまたがって今回のような検証を行うということはしていません。愛知県内では高浜市や岩倉市ではそういった検証を行っていますので、他自治体の先進事例を参考にしながら進めていきたいと思っています。   |
| 会 長       | では、議題（2）日進市自治推進委員会について、事務局から説明をお願いします。  |
| 事 務 局     | （資料2に沿って説明）   |
| 会 長       | いまの説明について質問や意見はありますか。   |
| 委 員       | すでに委員会で何度か答申を出されていますが、会長・副会長に感想をお聞きします。答申に「努力していただきたい」と書かれていますが、行政はそれに向き合って対応していると市民は理解した方がよろしいのでしょうか。それとも、まだまだ課題があるとお感じでしょうか。  |
| 副 会 長     | 個人的な感想になりますが、答申に対して市は受け止めているであろうと感じています。ただ、それを市民が見たときにどうなのかという点では、たとえば自治基本条例という名前が浸透していなかったりすることは残念ながらアンケートの結果にも出ています。認知度が下がっているという状況について、答申に際してこの委員会でも議論がありました。ですが、実際の活動では前進したり現状を維持したりできていると、ここでの答申を受けて市が動いていますので、市民の要請に応えていないということはない、というのが個人的な感想です。 |
| 会 長       | 私も同じ感想です。他のご意見はいかがでしょうか。<br>では、議題（3）平成29年度市民参加手続の実施状況及び平成30年度の実施予定についてに移りますが、まず私から市民参加について簡単に説明させていただきます。   |
| 会 長       | それでは、改めて議題（3）平成29年度市民参加手続の実施状況及び平成30年度の実施予定について説明をお願いします。   |
| 市 民 協 働 課 | （資料3-1から3-4に沿って説明）  |
| 会 長       | 市民参加についての報告でしたが、質問などはありますか。   |
| 委 員       | この議題の目的は、今後検証にあたる前に「これだけ市民の声を聞いています」ということを共有することでしょうか。それとも、「これだけ聞いていますので、それを検証してください」ということなのか、どちらでしょうか。   |
| 事 務 局     | この議題は毎年定例的に報告をさせていただいているものになります。  |
| 委 員       | では情報共有ということですね。   |
| 事 務 局     | はい。諮問にありました市民参加及び市民自治活動条例の定期的評価については改めて議論していただくことになります。   |
| 会 長       | 他にありますか。  |

| 発 言 者 | 内 容  |
|-------|--|
| 委 員   | 資料の整理をありがとうございました。市民参加の手続の手法というところで、いろいろな対象、たとえば地域代表者への説明などが書かれています。一つ気になりましたのは、道の駅の基本計画の事業説明会では、おそらくホームページ上では本郷地区及び地権者等というふうにありますので、この資料でも対象地区をきちんと丁寧に書くべきではないかと思います。事業説明会を誰にしたのかということが、それぞれいろいろなところでは書かれていますので、ぜひこちらにも丁寧に書かれた方がよいのではないかと思います。  |
| 会 長   | 要望ということで、なるべく沿うようにお願いします。  |
| 委 員   | 平成30年度の話がありましたので、それに関連して。平成29年度から30年度にかけて手続の必要性を行政が判断したということは理解できるのですが、パブリックコメントのコメント者数と説明会の参加者数という状況を見たときに、ちょっとびっくりしたのはこんなに道の駅のパブリックコメントが出ているのかということです。おそらくこれだけ市民の関心が高いであろうことに対し、平成30年度に行政側で市民参加の手続はされるのでしょうか。それとも市民参加の手続は必要ないというご判断でしょうか。  |
| 事 務 局 | 現在、団体とのヒアリングを行っています。   |
| 委 員   | 賛成の団体のみという限られた対象だと聞いていますが、それでは市民参加の手続とは言えませんよね。市民参加は必要ないと判断されているのであれば、それは行政の一つの判断ですが、果たしてそれがこの条例の趣旨に基づく正当性、あるいは正統性という二つの言葉がありますが、その点でどうなのかなと感じます。また、いまはたまたま道の駅でしたが、逆にこれだけしかパブリックコメントが出ていないという事業もあり、それを周知したと言っていいのかなど、いろいろなところで疑問があります。平成29年度から30年度にかけて、市民参加の手続というものを行政がどう理解して、やるやらないをどう判断していくのかをお聞きしたいと思います。 |
| 事 務 局 | いまのご質問は特にパブリックコメントが少ない事業についてでしょうか。   |
| 委 員   | 自治基本条例の制定プロセスというものを先ほど伺いして、かなり丁寧に時間をかけて市民とともに作りあげてきた条例の精神があるなと思いました。時間的制約がある中で丁寧にやったといういい条例だと思いますので、その手続の理念といったものを引き継いでいかないのかなという点と、意見が多いから少ないからというものでもありませんが、このような実施状況を見て市民参加をやるやらない、継続して参加を促す促さないという判断を行政がどのようにしたのか、という点についてです。  |
| 事 務 局 | 全体についてということですね。  |
| 委 員   | そうです。  |
| 事 務 局 | パブリックコメントに関しては先ほどご指摘がありましたように、完了に近い段階で意見を伺うものになります。  |

| 発 言 者 | 内 容  |
|-------|--|
| 委 員   | 当然そうですね。計画策定のプロセスの中ではそうなります。ただ、個別の事業に関しても、たとえば公園線整備事業や下水道事業といった、個別の事業にも市民の参加手続を取るといようなものがあるならば、計画の策定のみならず、事業についてもこれだけ関心が高いならば、逆に関心が低いものについても、理解してもらうために継続的な参加の手続を取った方がいいのではと思います。個人的な意見ではありますが、行政はどういう基準で継続するものしないものを分けているのか知りたいところです。   |
| 事 務 局 | パブリックコメントが少なかったとして、市民参加の手続をそれで終わるのではなく、継続してやるべきではないかというご趣旨でしょうか。   |
| 委 員   | パブリックコメントだけでなく、説明会の参加の周知等も含めてですが、たとえば特定空家等判断基準の説明会では参加者が18名とあります。これが多いのか少ないのかわかりませんので、これだけの参加があれば周知はできたと行政が判断できるものなのか、そういった細かいところで一律の継続するしないの基準があれば教えてほしいということです。  |
| 事 務 局 | 基準はありません。たとえば説明会の出席者の多い少ないですが、説明会の出席者が少ないからもう一度やりましょう、ということはありません。予定していた説明会等が終われば、次のステップへ移っていきます。仰るように、関心が高い・低いという理由で継続して行っているものは現在はありません。   |
| 会 長   | 資料に備考欄を設けて、メディア等で取り上げられて話題になっているような事例は、「賛成派1回、反対派1回に説明会を開いた」と記載するというような改良を行う必要があるかもしれませんね。これだけ見ると何も問題がないように見えてしまいますから。備考欄に正直に書いていただいて、どうだったかということ委員から聞くという方向で改善が必要ではないでしょうか。備考欄の追加を検討してもらえますか。   |
| 副 会 長 | ここでいう説明会の他に、意見交換会、公聴会、あるいはヒアリングとありまして、これらは説明会等の「等」にあたるのかと思いますが、説明会と言っても事業によって説明の仕方が違ってくると思います。実際の説明会では市民側から意見がなかなか言えないことがあるということですが、一方、資料の中では意見を伺ったと記載されていたりします。説明会や意見交換会、ヒアリング等は実質的にどう違うのか、また、これを作成するときに、その違いを意識されているのか、説明会等だから「説明会」として扱っているのか、説明会と言いつつ意見の拾い上げを実は相当数、行っているのか、どうなのかなと思います。 |
| 委 員   | 追加で発言させていただきますが、一生懸命事例を拾い上げていただいた資料の説明をお聞きしまして、よくやっているというよりも、これだけ事例を拾い上げたことがどう生かされているのか、また逆の意見があるから再説明をして納得してもらったのか、修正したのか、それが、ただやったというだけのように見えます。それが最終的に本当の市民参加になるのかというのが感想です。全部に民意を入れよということではなくて、さらにこんなにメリットがあるよというのを  |

| 発 言 者     | 内 容   |
|-----------|---|
|           | 説明したということでもいいと思います。市民の意見をそのまま鵜呑みにする必要はないと思います。反対や意見があったら、あなたの意見は違いますよという返し方でもいいのですが、何か対策したよということが見えないのです。いままでのことでも。ストレートに言って、聞いた聞いたと言って進められているなど。そういう意見を持っています。   |
| 会 長       | まずは説明会と意見交換会の違いについてお願いします。  |
| 事 務 局     | 説明会は不特定多数の方に向けて特定の事項を説明するものになります。意見交換会の正式な定義ははっきりできませんが、やはり地域の団体の方や代表の方などに来ていただいて、この委員会のような形で意見をいただくものと思いますので、その差はあると思います。ヒアリングは個別にお聞きすることが主の目的です。こちらから説明をするというより、意見をお聞きして事業等に活かしていくというスタンスのものであると考えています。 |
| 会 長       | ヒアリングは市民参加の一手法になるのでしょうか。  |
| 事 務 局     | 公聴会という形になります。   |
| 副 会 長     | それは区分で言うと⑤の「説明会等」に入りますか。  |
| 市 民 協 働 課 | 意見交換会と公聴会と説明会は⑤です。  |
| 会 長       | この市民参加については、最初は何でもいいから二つやりなさいというところから始まって、質も考えてふさわしいものをやりなさいというふうになりました。ただ、アフターフォローについては、こういう市民の意見があつてこういうふうに対応しましたというフォローが、この資料に収まるものでしょうか。  |
| 事 務 局     | パブリックコメントでも意見交換会でも、意見をいただいて修正等を行っています。それをすべてこの表に記載するのは難しいと思いますので、たとえば一つの事例を取り上げて示すということはできるかと思います。  |
| 会 長       | この表とは別に、こういう形で市民参加をしてこう変わったという、代表的な事例をいくつか出してもらって、市民参加によって市政がよくなっているんだなというのがわかるようなものになるといいですね。<br>以上で議題を全て終わりたいと思います。   |
|           | 8 閉会  |